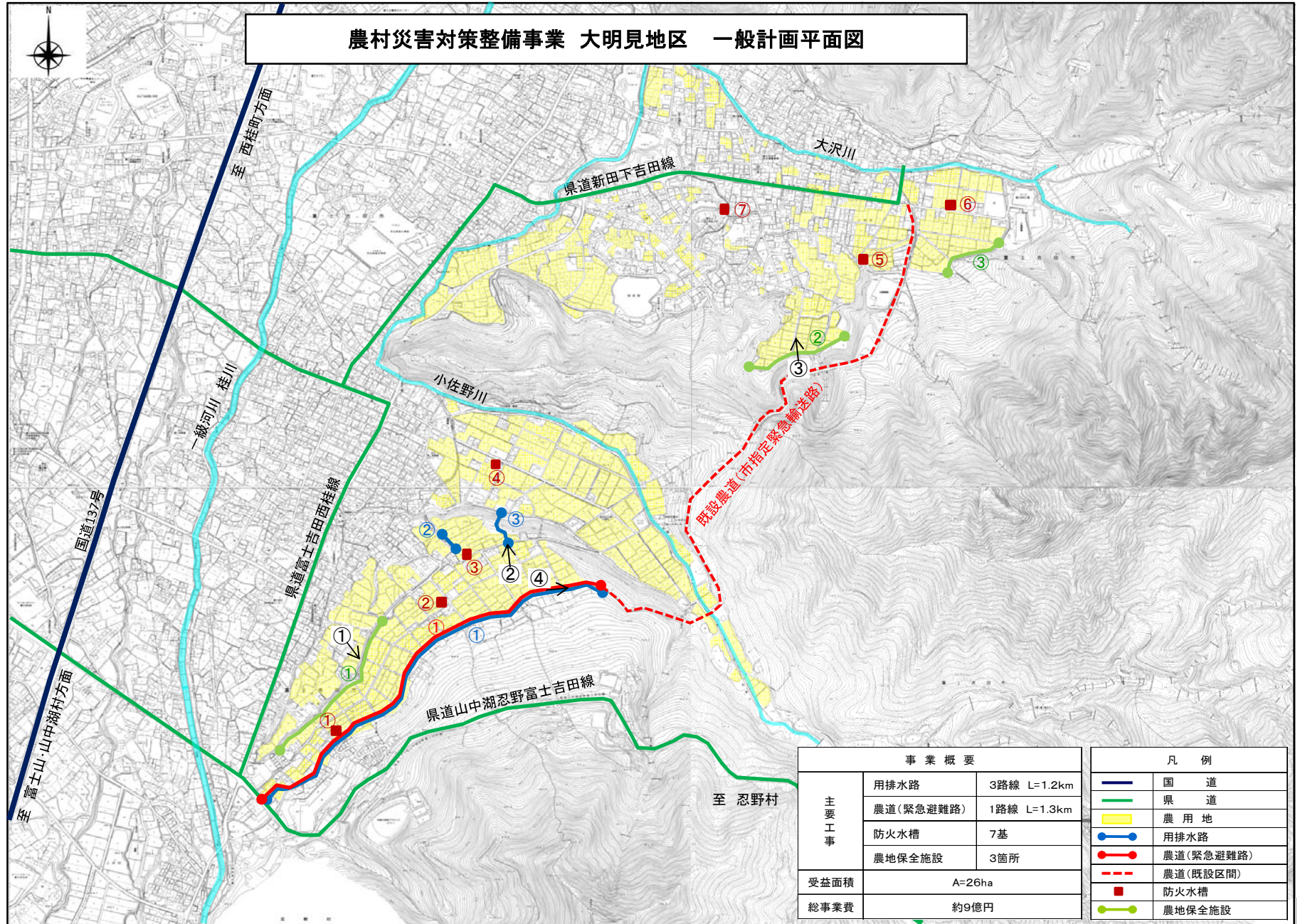


NO. 8 事業名 農村災害対策整備事業（国補）
箇所・地区名 おお あす み
大明見

1. 事業評価説明シート

事業名 農村災害対策整備事業(国補)	事業箇所 富士吉田市大明見	地区名 おおあすみ 大明見	事業主体 山梨県
(1) 事業概要 ①課題・背景 本地区は富士吉田市の北東部に位置し、水稻栽培を主体とする農村集落である。地区内には狭小な農道や未整備の水路等、農業基盤の課題が多く、近年ではゲリラ豪雨による水路の洗掘や農地法面の崩壊等が発生しており、営農に支障が生じている。 一方、本地区は富士山火山の「泥流避難ゾーン」に指定され、火山泥流発生時は避難が必要な地域となっている。また、今年度、市の「地域防災計画」の大幅な改定に伴い、地区内の農道が緊急避難路に指定されるなど地域防災において重要な位置付けとなっている。 このことから農地の保全及び集落の防災を目的とした総合的な整備を実施することで、地域の防災減災機能の向上を図るものである。 ②整備目標・効果 □主要目標 ○農業用排水能力の向上 ・施設老朽度(耐用年数40年)-(経過年数40年) =0年 ≤ 0年 ※ ・用排水能力向上率(計画用水能力)÷(現況用水能力) $1.1\text{m}^3/\text{s} \div 0.7\text{m}^3/\text{s} = 1.57 \geq 1.0$ ※ □副次目標 ○農業生産力の向上 ・農業所得増加額 1,340千円/ha > 703千円/ha 以上 □副次効果 ○農地の保全 ○既存施設の崩壊危険性の排除 ○重要プロジェクトとしての位置付け (新・やまなし農業施策大綱) (※評価基準値)		(3) 事業の妥当性評価 妥当・妥当でない ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・本地区は、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づき指定された地震防災対策強化地域を対象に行うもので、防災対策整備として行政が行うべきものである。 ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・土地改良法施行令第50条第1項7の8により県が事業主体となって行うべきである。 ③経済妥当性 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 費用便益費 便益(B)/費用(C) = 1.17 > 1.0 ・便益(B) = 1,015百万円、・費用(C) = 865百万円 ④事業実施・規模の妥当性 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・農業集落の安全を考慮する上で必要な整備量としている。 ⑤整備手法の有効性 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・受益面積規模、事業対象工種から、農村災害対策整備事業で対応することが妥当である。 ⑥環境負荷への配慮 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・工事の際は、環境への影響を最小限にするよう措置を講じる。 ⑦事業計画の熟度 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・地元区からの強い整備要望に基づいており、地域の推進体制も整っている。 総合評価 [貢献度ランク: a] <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>	
(2) 整備内容と整備量 ①整備内容 用排水路 1.2km、農道 1.3km、防火水槽 7箇所、農地保全施設 3箇所 ②整備期間 平成28年度～平成32年度 約9億円 ③総事業費 (国費4.95億円(5.5/10)県費2.61億円(2.9/10)市費1.44億円(1.6/10)) ④全体計画 (年度別整備内容) (事業費) 平成28年度 測量・設計 80百万円 平成29年度 用排水路、農地保全施設、農道 250百万円 平成30年度 用排水路、農地保全施設、農道 250百万円 平成31年度 用排水路、防火水槽、農地保全施設、農道 250百万円 平成32年度 防火水槽 70百万円 ⑤既整備内容・期間・事業費 ・該当なし		【事業位置図等】	

2. 添付資料シート(1)



2. 添付資料シート (2)



①豪雨により法面崩落した農地法面



②未整備の用排水路
洗掘され農地法面が浸食している



③土砂崩落により、埋没する水田



④幅員が狭くすれ違い困難な農道
(市指定緊急輸送路)